高知県における新たな特別支援教育体制モデル

是永かな子1・三輪 宥希2

('高知大学人文社会科学系教育学部門 高知発達障害研究プロジェクト・2千葉県立浦安市立小学校)

The new special needs education system in Kochi

Kanako KORENAGA1, Yuki MIWA2,

¹ Education Unit, Humanities and Social Sciences Cluster, Kochi University, The research project on kochi developmental disabilities, ²Elementary school, Urayasu, Chiba

Abstract: In this study, we aimed at suggesting a new special needs educational system model in Kochi. The following things were cleared. First, three education offices made positioned as connected centers in the prefecture. Second, five health welfare centers made cooperated system with the frame of health and welfare and education in dairy life. Third, we will build the cooperation support system on the transfer between nursery schools / kindergartens, elementary and junior high schools. Fourth, we will build the cooperation support system which assumed the support meetings of the unit in cities, towns and villages. Fifth, we will set the training seminar for understanding promotion of the special needs education that let we reflect the needs of students and the gardener in each school.

キーワード:高知県、特別支援教育体制

Keyword: Kochi Prefecture, The special needs education system

1. はじめに

著者はこれまで高知県特別支援教育プロジェクト事業についての検証や各地域での連携による課題を探ってきた¹。本稿では、これまでの調査結果や考察を踏まえ、今後の高知県における新たな特別支援教育体制モデルを提案する。

2. 教育事務所を中心とした地域の特別支援教育推進体制

これまでの高知県特別支援教育プロジェクト事業(以下、プロジェクト事業とする)における成果と課題の検証では、主に特別支援連携協議会によるネットワークの形成、巡回相談の実施、特別支援教育地域コーディネーター(以下、地域コーディネーターとする)養成・配置、特別支援教育コーディネーター研修(以下、学校コーディネーター研修)に対する成果や今後の望みが多く得られた。表1はプロジェクト事業の成果と今後の望みを調査対象者別にまとめたものである。

表1 プロジェクト事業の成果と今後の望み

調査対象	成果の実感が比較的高かった事業		今後の望みが比較的高かった事業		
学校コーディネーター	巡回相談	特コ研修	巡回相談	特支連協	
市町村教育委員会	巡回相談 特支	連協を特コ研修	巡回相談		
特別支援学校教員	巡回相談	特コ研修		特支連協	地コ養配
保護者	特支連協			特支連協	地コ養配

註:巡回相談:巡回相談の実施、特支連協:特別支援連携協議会によるネットワーク構築、特コ研修:特別支援教育コーディネーター研修、地コ養配:地域コーディネーターの養成・配置の意。

特別支援教育学校コーディネーター、市町村教育委員会、特別支援学校教員は、巡回相談の実施や学校コーディネーター研修を比較的高く評価しており、市町村教育委員会及び保護者は、特別支援連携協議会のネットワーク構築を比較的高く評価している。一方、今後の望みでは、特別支援教育学校コーディネーターや市町村教育委員会は巡回相談の実施に対して、また特別支援教育学校コーディネーター、市町村教育委員会、保護者は特別支援連携協議会によるネットワークの構築を比較的強く望んでいる。また、特別支援学校教員や保護者は地域コーディネーターの養成・配置を比較的強く望んでいる。いずれも地域内での連携やネットワーク構築につながる取り組みが強く望まれていると考えられ、県主体であった特別支援教育推進は地域主体の特別支援教育推進へと移行することの必要性が示唆された。この地域主体の特別支援推進の鍵となるのが、地域コーディネーターであると考えられる。また、地域の特別支援教育推進体制構築に向けた取り組みの中核として、巡回相談、研修等を定期的に実施することで地域ネットワークの拡大が期待できる。。

平成21年度より、地域コーディネーターは特別支援教育指導主事として専任化され、県内にある3つの教育事務所に配置された。また、この3名を統括する企画監1名も配置されている(図1参照)。



図1 平成21高知県地域コーディネーターの配置

出典:高知県地図マピオン http://www. mapion. co. jp/map/admi39. html (2009年12月現在)を参考に著者作成

特別支援教育の専任指導主事として地域コーディネーターが配置されたことにより、巡回相談の件数は例年に比べて大き く増加している。地域コーディネーターが巡回相談を軸として各学校へとつながりをもつことで、特別支援教育学校コーデ ィネーターと地域コーディネーターとが関わる機会が増加し、地域ネットワークの形成が促進されると考えられる。現在巡 回相談の相談件数は増加傾向にあるが、増加する相談全てに対応することは困難である。今後は、各学校が独自で対応でき るだけの専門性を蓄積していく必要があり、巡回相談の際にはケースブックの活用や情報提供を進めることが重要であろう。 地域コーディネーターが関わる巡回相談を地域連携の軸とする一方で、特別支援教育学校コーディネーターや地域コーデ ィネーターを対象とした研修についても検討する必要がある。プロジェクト事業における学校コーディネーター研修は、特 別支援教育学校コーディネーター、市町村教育委員会、特別支援学校教員からも比較的高い支持を得ている取り組みである (表1を参照)。地域主体の特別支援教育推進が求められるようになった今、県主体であった研修に加えて、地域独自の研修 を設定することが重要となる。各地域によって特別支援教育に対するニーズは異なる点が存在すると考えられる。各地域の ニーズに対応した研修内容を設定することで、地域コーディネーターと特別支援教育学校コーディネーターの連携が定着し、 各地域における保護者の相談にも円滑に対応できるようになることが期待できる。例えば、各機関や地域コーディネーター との連携方法を研修内容に組み込んだり、地域の資源を知ることができるような研修を設定したりすることが考えられる「。 特別支援教育学校コーディネーターの指名がその年によって変化するという状況も考えられる。平成20年度の高知県におい ても、指名されている特別支援教育学校コーディネーターの内、特別支援教育学校コーディネーター経験年数が 1 年目、2 年目である教員は65.9%であった。これらの状況に対応するため、県内では、指名1年目の特別支援教育学校コーディネー ターを対象とした研修を開始した。これに加え、地域内の連携方法を知ることができる研修を設定することは、初めて指名 された特別支援教育学校コーディネーターの連携を助けるものとなろう。

ネットワーク構築を強固なものにするために、窓口となる特別支援教育学校コーディネーターの変動を少なくすることも 考えられる。連携の窓口である特別支援教育学校コーディネーターがその年ごとに代わることは、継続的な連携が困難とな る要因の一つとなる。現在では、学級担任と比べて全体的な連携をとり易いという立場から、養護教諭や管理職が特別支援教育学校コーディネーターに指名される場合がある。平成20年度における高知県の特別支援教育学校コーディネーターの役職は、302名中66名(21.9%)が通常学級担任、95名(31.5%)が特別支援学級担任、82名(27.2%)が養護教諭、40名(13.2%)が管理職となっている。高知県においても、継続的な連携が行えるような特別支援教育学校コーディネーターの指名を各学校で検討することが地域ネットワークの構築に重要であろう。

以上より、地域主体の特別支援教育推進のためには、県内にある3つの教育事務所を基盤とした地域連携支援体制が重要である。3つの教育事務所に配置された地域コーディネーターの巡回相談による各学校との連携を軸として、県全体で行う研修に加え、各教育事務所単位で行う独自の研修内容等を設定することが肝要である。また、各学校との連携を継続的なものにし、地域の連携を強固なものにするための一方法として、窓口となる特別支援教育学校コーディネーターを養護教諭や管理職等の全体を把握し易い役職に指名することが考えられる。

ちなみに高知県には5つの障害保健福祉圏域が存在し、その圏域ごとに特別支援連携協議会が存在する。特別支援連携協議会は、小・中学校を所管する市町村教育委員会と地域の医療福祉等の関係機関及び特別支援学校と情報を共有し、運営協力するための圏域ごとの支援ネットワークを確立させ、それを機能させることを目的として設置された。地域の連携支援体制を考える上でも、障害保健福祉圏域ごとの連携支援体制は重要である。

一方で、複数の教育委員会をコーディネートする役割設定に課題があり、平成20年度までは高知県教育委員会特別支援教育課が役割を担ってきた。平成21年度からは、3つの教育事務所に地域コーディネーターが特別支援教育専任として配置されたことにより、高知県教育委員会特別支援教育課の役割は各教育事務所が担っている。現在は、各教育事務所が各市町村教育委員会と直接連携を図っている状況である¹⁰。これより、高知県教育委員会特別支援教育課主体の連携が、各教育事務所主体の連携へ移行している段階であり、障害保健福祉圏域と教育事務所との連携や融合は今後の検討課題と言えよう。

3. 市町村教育委員会内における連携支援体制

3. 1 保育園・幼稚園、小学校、中学校の引き継ぎによる連携支援体制

第五章の高知県教育委員会特別支援教育課の聞き取り調査によって、県主体の取り組みから地域コーディネーターの巡回相談を中心とした地域主体の取り組みへと移行している状況がうかがわれた。一方、市町村教育委員会内の保育園・幼稚園、小学校、中学校間の引き継ぎの課題を明らかにする必要性が示唆され、前稿ではモデル地域内の引き継ぎにおける実態と課題を調べた¹¹。前節において、教育事務所単位での連携支援体制構築の必要性を述べたが、一方で、この3地域を支える各市町村教育委員会単位での連携支援体制が重要であると考える¹²。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の報告においても、より細分化された地域での連携支援体制構築が提案されている¹³。各市町村教育委員会内の連携が強まることによって、各教育事務所内の連携力向上が期待できよう。

市町村教育委員会内における連携支援体制を進める上で、保育園・幼稚園、小学校、中学校間の引き継ぎによる連携を検討することが考えられる。現在モデル地域内の保育園・幼稚園、小学校、中学校では、引き継ぎが行われている状況である。この引き継ぎにおいて重要となるのが、引き継ぎを行う各学校間が容易に関わる事ができるような環境を整えることである。これまでの調査結果から、保育園・幼稚園、小学校、中学校すべてにおいて、複数回の引き継ぎが実施できること、経過観察の機会があること、情報交換の機会があること、気軽にやり取りできることが、充実した引き継ぎをするために重要であることが示されている。今後は、各学校間が必要に応じて容易に情報のやり取りができる環境作りを検討する必要がある。また、各市町村教育委員会内において、各学校の教員が気軽に情報交換や相談ができる機会を定期的に設定することも考えられる」。

各機関をつなぐ窓口として重要な役割を担うのが特別支援教育学校コーディネーターである「5。調査結果によって、保育園・幼稚園では、特別支援教育コーディネーターの必要性が感じられていない傾向がうかがえた。高知県では、公立幼稚園の特別支援教育コーディネーター指名率は全国的に低い状況にある「6。相談窓口として機能する特別支援教育コーディネーターの引き継ぎ参加は、各学校間の連携を強める上での重要な鍵になると言えよう。今後は、各学校との気軽なやり取りを進めるために、保育園・幼稚園においても特別支援教育コーディネーターの存在が確立され、引き継ぎに多く関わることが必

要である。

一方、引き継ぎにおける課題として、引き継ぎ担当者の異動がある。この課題に対処するためには、個人単位での引き継ぎではなく学校組織単位での引き継ぎが必要となる。引き継ぎの対象となる幼児児童生徒の支援を充実させるためには、多くの教員による共通理解が重要である。学校全体が対象である幼児児童生徒に対する共通理解をもつことで、担当者のみの理解にとどまることなく支援を継続させることができると考えられる「こ。そのために、今後は個別の教育支援計画等の活用を中心とした引き継ぎを充実させ、各学校の教員が可能な限り情報交換に多く関わることが重要であると言えよう。

以上より、市町村教育委員会内の連携支援体制を構築するには、保育園・幼稚園、小学校、中学校の引き継ぎを充実させることが重要であると考えられる。各学校間が充実した引き継ぎを行うためには容易にやり取りができる市町村レベルの連携環境を設定することが必要となろう。また、特別支援教育コーディネーターの引き継ぎへの参加が鍵であり、保育園・幼稚園における特別支援教育コーディネーターの指名と位置づけの強化が今後の課題と言える。また、引き継ぎ担当者が代わることによる支援の途切れに対応するためにも、個人単位ではなく学校組織単位、そして市町村単位での引き継ぎが重要であろう。

また、高知県の特別支援教育推進のためには、市町村教育委員会内の中学校区域による連携支援体制の構築が重要である。 これより、市町村教育委員会内の中学校区域に存在する特別な教育的配慮が必要な児童生徒等を対象とした支援会議等の円 滑な実施が必要であると考えられる。

一方で現在の高知県においては、西部教育事務所管轄地域、中部教育事務所管轄地域、東部教育事務所管轄地域の市町村 教育委員会内における中学校区域の規模には差異がある。今後中学校区域における連携支援体制を構築するためには、各地 域や市町村の状況に応じた支援会議の実施方法等をまず検討し、確定させることが重要な課題であると言えよう。

3. 2 各学校内における特別支援教育推進体制

プロジェクト事業の成果と課題の検証によって、学校現場における保護者の具体的ニーズを探る必要性が示唆された。これにより、他稿での保護者のニーズ調査では、教師の指導力、特別支援教育の理解、研修について保護者が特に重要視する内容を調査した。さきに地域主体の特別支援教育を推進するためには、市町村教育委員会内における保育園・幼稚園、小学校、中学校間の連携が重要であることを述べた。これと同時に、個々の児童生徒に届く支援を行うためには、連携し合う各学校内で特別支援教育の理解が進められる必要がある¹⁸。

小学校では、児童の在籍学級によって保護者が重要視する優先度は変化するものの、児童に直接関わる教員の理解と同時に学校内における教員全体の特別支援教育に関する理解が求められている。通常学級では、学級作りや集団適応を求める傾向が強く、担任の理解が特に求められている。その一方で、担任に理解があっても、学校内における教員全体の共通理解が図れていない状況では、適切な支援が困難となる場合がある。これは他の学級に在籍している子どもの保護者からも得られた結果であり、担任の理解のみならず担任を支える学校内における全教員の特別支援教育に関する理解が必要である19。学校内における特別支援教育推進についての校内研修等において、全教員に向けた障害理解、実態把握の仕方、情報交換等を積極的に行うことが重要であろう20。

中学校では主に学習面の指導や進路等への支援が課題である。中学校は教科担任制という立場から、教師が生徒の実態を一貫してみる事が難しく、初期のつまずきが目立つことなく学習面で取り残される生徒が中学校入学後増加する傾向にある²¹。 前項でも述べたように、中学校教員自身からも、引き継ぎにおいて生徒の情報を求めている声がある。今後は、他教科の教員が可能な限り多く関わる引き継ぎ実施に加え、校内研修等における障害理解や情報共有を学校内の教員全体に対して更に広めていく必要があると考えられる。

特別支援学校では、教員の理解や指導力の差をなくしていく取り組みが必要であろう。特に、個々の児童生徒に対する支援の向上につながる研修等が求められている。特別支援学校は、特別支援教育のセンター的機能を果たし、各学校への支援や助言等の重要な役割を担っている。聞き取り結果では、通常学校には現在も特別支援教育に関する理解に困難があるとの指摘もある。これより特別支援学校の小学校や中学校に対する積極的な関わりによって、各学校の特別支援教育が更に推進されることが期待できる。また、現在特別支援教育の推進がさらに求められる高等学校への理解を進める上でも、特別支援

学校のセンター的役割が重要であると言えよう23。

以上より、市町村教育委員会内の連携支援体制を構築するためには、各学校内の特別支援教育推進体制が重要となると考えられる。小学校では、担任の理解と同時に担任を支援する校内体制の構築が求められる。中学校では、全教員が共通理解を目指し、校内研修等において積極的な情報交換を行うことが肝要であろう。特別支援学校は、教員間の特別支援教育の理解に関する差をなくし、各学校への積極的な関わりによって、小・中学校の特別支援教育を進めるセンター的機能を果たすことが期待される。

4. おわりに

本稿では、今後の高知県における新たな特別支援教育体制モデルを、教育事務所単位での連携支援体制及び市町村教育委員会単位での連携支援体制から検討した。特別支援教育推進において県主体から地域主体への移行が求められた現在、県内3 つの教育事務所に配置された地域コーディネーターを中心として、各地域における連携体制を整備させることが重要である。同時に、教育事務所内の市町村教育委員会が連携を強める事で地域主体の特別支援教育推進がなされると考えられる。市町村教育委員会内の保育園・幼稚園、小学校、中学校の引き継ぎによる各学校間の連携を充実させることが重要であり、各学校内では研修の充実や校内支援体制を整備することによって特別支援教育推進を図ることが必要であると言えよう。また、特別支援連携協議会と教育事務所の連携体制の構築及び、中学校区域における連携支援体制の構築は今後の課題である。以上が今後の高知県における特別支援教育推進に向けた、地域を核とする連携支援体制に着目した提案である。

註・引用文献

1 三輪宥希・是永かな子(2011) 高知県の中学校区域における特別支援教育体制推進の課題—アンケート調査をもとに— 『高知大学教育学部研究紀要』第71号,印刷中.,三輪宥希・是永かな子(2011) 小学校・中学校・特別支援学校での特別支援 教育推進に関する保護者ニーズ調査『教育実践研究』第25号,印刷中.

² 大橋永児(2004)特別支援教育を支える地域支援体制について・先進地域の調査を通して・『千葉大学教育学部実践研究』第 11 巻,pp.43-53.

3 田中宏美・池本喜代正(2004)特別支援教育の推進のための教育支援体制『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』 第27号,pp.285-294.

- 4 文部科学省(2005) 『特別支援教育推進体制モデル事業の実際LD・ADHD・高機能自閉症等への支援』(株)ぎょうせい
- 5 田中敦士・八重田淳(2008)発達障害のある生徒における高等学校から就労への移行支援の展望・米国と ITP とわが国の個別移行支援計画の課題から・『発達障害研究』第30巻,第1号,pp.9-18.
- 6 井坂行雄・仲野明紗子(2009)全国の特殊教育諸学校におけるセンター的機能の現状と課題『特殊教育学研究』第47巻,第 1号,pp.13・21.
- 7 前掲 4,p16.
- 8 曽山和彦・武田篤(2006)特別支援教育コーディネーターの指名と養成研修の在り方に関する検討『特殊教育学研究』第43 巻,第5号,pp.355-361.
- 9 高知県中部教育事務所(2010)特別支援連携協議会に関する資料
- 10 同上.
- 11 三輪宥希・是永かな子(2011) 高知県の中学校区域における特別支援教育体制推進の課題—アンケート調査をもとに—『高知大学教育学部研究紀要』第71号、印刷中.
- 12 塩川達大・和田俊人(2008)岐阜県の特別支援教育の課題と展望-多様な人が活躍できる社会作りを目指して-『岐阜大学教育学部教師教育研究』第4巻,pp.23-31.
- 13 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2008)発達障害支援グランドデザインの提案『発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究 研究報告書』
- 14 花田裕美子・小泉令三・田中宏二・淵上克義(2008)地域コーディネーターによる特別支援教育体制の構築・特別支援教育における校内体制構築プロセスのチェック表の活用を通して-『LD 研究』第17巻,第2号,pp.161-170.
- 15 文部科学省(2004)『小・中学校における LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン (試案)』
- 16 文部科学省(2009)平成 20 年度特別支援教育体制整備状況調査 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/04/attach/1260961.htm(2009 年 12 月現在)
- 17 赤塚正一・大西幸二(2009)通常の学級に在籍する LD のある児童の小中学校間の引き継ぎに関する実践的研究『特殊教育学研究』第46巻,第5号,pp.291-297.
- 18 廣瀬由美子(2007)通常教育をレベルアップさせる校内委員会の活動・校内研修の充実を求めて・『特別支援教育コーディネ

- ーター研究』創刊号,pp.19-24.
- 19 山岡修(2007)特別支援教育コーディネーターに期待する-保護者との連携を中心に-『特別支援教育コーディネーター研究』 創刊号,pp.25-31.
- ²⁰ 長曽我部博・尾園千広・猪俣千夏・安藤末廣(2007)特別支援教育に対する小・中学校教師の研修の在り方『宮崎大学教育文化科学部紀要』教育科学第16号,pp.73-89.
- 21 前掲19
- ²² 吉利宗久・太田正己・小谷裕美(2005)全国知的障害養護学校のおける「センター的機能」の実施状況と課題・「LD 児等」に対する支援を中心に- 『発達障害研究』第26巻,第4号,pp.279-288.
- ²³ 喜井智章(2007)北海道道南地区高等学校における軽度発達障害のある生徒への支援に関する現状と課題『国立特殊教育総合研究所研究紀要』,pp.111-128.

平成22年(2010)12月15日受理 平成22年(2010)12月31日発行